

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：銚子市

※「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与の総額を元に算出しています。

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期のない常勤職員	92.6%
その他職員	93.5%
全ての職員	92.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.2%
31～35年	94.9%
26～30年	95.4%
21～25年	95.8%
16～20年	90.1%
11～15年	80.4%
6～10年	84.3%
1～5年	88.6%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は、84.0%・住居手当の受給者に占める男性の割合は、79.0%である。
- ・男性の方が時間外・休日・夜間勤務が多く、その差による一人当たりの時間外・休日・夜間勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は53.1%となっている。

※勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※「任期の定めのない常勤職員以外」のうち、会計年度任用職員については、正確な給与の差異の比較が困難である時給及び日給の職員は算定対象から除外している。